

小牧水源地取水施設等更新設計業務委託

特記仕様書

令和元年度

四日市市上下水道局

第1章 共 通 事 項

第1条 目 的

四日市市上下水道局（以下「甲」という）は、現在稼働施設である小牧水源地内の小牧1号井取水設備、並びに取水井戸全般一式の更新を計画している。

受託者（以下「乙」という）は井戸更新に係る土木工事、配管工事及び、ポンプ設備更新に係るプラント電気設備一式の更新の設計業務（以下「取水施設更新設計」という）一式を委託するものである。

また、小牧水源地はクリプトスポリジウム等の不活性化を目的とする浄水施設導入のための基本検討業務（以下「浄水施設基本検討」という）一式を委託するものである。

乙は、本特記仕様書を遵守し遂行すること。

第2条 業務計画書

乙は契約後速やかに業務計画書を作成し、甲に提出して承認を得るものとする。

第3条 疑 義

乙は業務の方針及び条件に疑義を生じた場合は甲と協議し明確にするものとする。

第4条 機密の保持

乙は、本業務上知り得た一切の事項を外部に漏らしてはならない。

第5条 変更契約

作業の途中において甲の都合により、その内容に変更が生じてもそれが軽微な場合は乙の負担によりそれを処理する。

第6条 委託業務期間

契約の日より令和2年3月19日限りとする。

第7条 法令等の遵守

乙は、業務の実施に当り、関係する法令等を遵守しなければならない。

第8条 提出書類

乙は本業務の着手及び完了に当たって第2章第4条の成果品の外
業務着手届
業務計画書
議事録
業務完了届
を提出すること。

第9条 技 術 者

1. 乙は設計業務等における管理技術者・照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
2. 各工程における担当技術者は同種業務の実務経験を有すること。
3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
4. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。

第2章 委託業務

第1条 業務項目

- 1) 取水井更新設計
 - (1) 設計協議
 - (2) 現地調査
 - (3) 基本条件の確認
 - (4) 配置計画
 - (5) 水理計算の検討
 - (6) 施工方法の検討
 - (7) 詳細設計図書の作成
- 2) 浄水設備更新基本検討業務
 - (1) 基本条件の確認
 - (2) 処理フローの検討
 - (3) 配置計画の検討
 - (4) 施設計画
 - (5) 段階的運用方法の検討
 - (6) 概算工事費の算出、基本設計図書の作成
- 3) 設計審査

第2条 業務内容

- 1) 取水井更新設計
 - (1) 設計協議
 - ① 初回打合せ
仕様書の内容確認（内容把握、設計工程、方針、検討事項の内容等）、借用資料等の確認
 - ② 中間打合せ
業務作業中に発生する諸条件に関する確認
 - ③ 最終打合せ
業務作業完了時における総括説明、成果品納入、検収立会い
 - (2) 現地調査
当計画用地周辺の、隣接する住宅、企業に配慮し、工事中の安全・環境対策について現地調査を入念に行い計画に反映すること。
 - (3) 基本条件の確認
四日市市水道事業第二期水道施設整備変更認可と整合性を図り、下記の能力を満足すること。

小牧1号井	5,760 (m ³ /日)
-------	---------------------------

(4) 配置計画の検討

添付図及び既施設全般を確認のうえ維持管理及び保守点検方法も考慮した配置とする。

また、本仕様書ではφ600深さ18.0mの取水井を3井新設する内容とするが、別途提示する資料（地下水調査結果）に基づき取水井の数、内径、深さ、配置を決定すること。

また、将来機器・装置更新・点検時の起重機など車両作業スペースも十分考慮すること。

(5) 水理計算の検討

小牧1号井から接合井へ取水可能なように取水ポンプ能力、形状を決定すること。

また、接合井は「浄水施設基本検討」において、配置・容量等が変更される場合は変更後の内容に合致するように検討すること。

(6) 施工方法の検討

井戸築造、プラント機械・電気設備、配線工事が無理なく施工できる工程、工法を提案すること。

(7) 詳細設計図書の作成

① 取水井更新・築造一式

1. No. 1、No. 2、No. 3 取水井築造（管井戸φ600）
2. 井戸上部構造物築造

② 土木・配管設備一式

1. 構内導水・連絡管
2. 可とう管・仕切弁
3. 流量計ピット

③ 電気、ポンプ設備一式

1. 取水ポンプ設備（撤去・更新）
2. 上記に伴う揚水管・逆止弁、仕切弁等
3. ポンプ盤・計装盤（撤去・更新）
4. 計装設備（水位計、取水流量計、濁度計、高感度濁度計）
5. 遠制装置移設
6. 配線工事

④ その他一式

1. 既設構造物解体
2. 場内排水管設備

2) 浄水設備更新基本検討業務

(1) 基本条件の確認

・現状の原水水質評価

クリプトスポリジウム等不活性化を目的とする浄水施設検討のために既設取水井（浅井戸 5 施設）の原水水質データ過去 3 年分程度を用いて分析・評価する。

・現状の処理水水質評価

現状、消石灰、次亜塩素酸ナトリウムにより処理されている処理水水質を処理水水質データ過去 3 年分程度を用いて分析・評価する。

・現状の運転管理把握調査及び課題整理

現状の運転管理に関する情報を過去 3 年分程度収集・整理し、薬品注入状況（消石灰、次亜塩素酸ナトリウム）などの運転管理性を評価し、水質面及び運転管理面の課題を整理する。

・処理目標の設定及び薬品注入率の検討

上記検討を基に、今後留意すべき処理対象項目を抽出するとともに、当該項目について処理目標（濃度）を設定し、適正な薬品注入率を設定する。

・浄水処理方式の検討

上記課題を基に、小牧水源地上における将来にわたっての最適な浄水処理方式を検討する。

なお、この業務の内容に関しては浄水システムに関する有資格者により確認すること。

・現況処理水量、計画処理水量、更新時の処理水量

・更新対象施設

浄水施設

（消石灰及び次亜注入設備、受変電設備、非常用発電設備、沈降槽等 既設施設認可水量 38,350 m³/日）

取水施設

（小牧 1 号井 取水井更新設計対象）

・既存施設の水位条件

（各取水井、沈降槽、接合井、送水ポンプ水位等）

(2) 処理フローの検討

「浄水処理方式の検討」で決定した処理方式について、既存施設の配置や水位条件を考慮して処理フロー及び薬品注入位置を検討する。

(3) 配置計画の検討

既存施設の配置、施工ヤードの確保、既存埋設物（配管、ケーブル等）を考慮し、実現可能な段階的な施設更新計画を検討する。

配置計画は消石灰注入設備及び次亜注入設備を集約配置する等省スペース化により既存敷地内での更新を基本とするが、施設を稼働しながらの更新となるため借地または用地買収も視野に入れて検討する。

(4) 施設計画

浄水処理施設、取水施設更新設計で検討した取水井、薬品注入設備、受変電設備、非常用発電設備更新に伴い必要となる施設の容量及び必要スペースについて検討する。

(5) 段階的運用方法の検討

「配置計画の検討」における段階的な施設更新計画と関連して、段階的な施設の切り替え及び運用方法を検討する。

(6) 概算工事費の算出、基本設計図書の作成

上記検討から概算工事費の算出及び基本設計図書の作成を行う。

3) 設計審査

業務の成果に係る審査を行う。

第3条 工事設計条件

乙は、本業務の実施に当たって、同水源系取水施設の稼働状況など水源事情を掌握するとともに、既設水道施設と調和する合理的・経済的な施設として設計計画を行わなければならない。また、既設設備改修にあたって発生する機能増設、改造等も実施設計に反映すること。

第1項 計画・検討・積算など

- 1) 計画検討は、水道工事標準仕様書、水道施設設計指針、水道施設更新指針、水道維持管理指針、中小規模水道施設機械・電気設備設計要領、水道施設耐震工法指針・解説(社)日本水道協会などを遵守すること。
- 2) 積算歩掛は、「全国簡易水道協議会 水道事業実務必携」、「三重県土整備部 積算基準（下水道編）」を適用すること。その他の積算歩掛を使用する場合は甲と協議すること。また、使用した歩掛、参考資料、文献及び公式等はその出典等を明記すること。
- 3) 積算に資する専門工事、機器及び材料価格は、適宜複数業者から参考見積を徴収し工事費に反映すること。

第2項 関係官公庁等との協議

乙は、本業務にかかり必要となる法令等を甲に説明し、関係官庁等との協議・調整するとともに、諸手続き及び届出書類等の作成支援をしなければならない。

第4条 成果品

本設計における成果品は、取水施設発注に必要となる設計図書及びその仕様決定に伴う検討（計算）書等及び原図・原稿で、以下のとおりとする。

- 1) 取水井更新設計 詳細設計図書
（設計書、数量計算書、特記仕様書、図面（発注図、根拠図））
- 2) 浄水設備更新基本検討業務 基本設計図書
- 3) 調査資料（写真含む）、検討（計算）書、見積書
- 4) 議事録
- 5) 電子保存データ（メディアはCD-R 又はDVD-R）

納品部数は各3部（見積書、電子保存データは1部）とする。

なお、設計図面データ形式はAutoCAD. DWG 及びJWCAD 形式2種、特記仕様書はワード形式、設計書はエクセル形式、その他はPDF形式とする。

以上

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（3）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以

下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、甲又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。